

伊賀市人権学習企業等連絡会 会則

(名称)

第1条 この連絡会は、伊賀市人権学習企業等連絡会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、あらゆる差別の撤廃のために、住民、地域団体、行政などと連携し、企業等の立場から「一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる機会が認められる地域の社会環境づくり」の取組を進めるとともに企業等においても明るく健やかな職場環境の整備を目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)住民、地域団体、行政などと連携し、あらゆる差別の撤廃に向けた人権啓発及び研修、会員企業等への支援
- (2)基本的人権の尊重を基調にした就職の機会均等に関する啓発及び研修
- (3)研修、啓発についての情報交換、連絡調整
- (4)その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は伊賀市に所在する企業、事業所等をもって組織する。ただし、複数事業所を有する企業等については、その代表事業所を登録することもできる。その場合には、他の事業所名を報告することとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、総会で承認を受けるものとする。ただし、会長、副会長、事務局長、会計および監事は理事の互選とする。

- | | |
|---------|-------|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 若干名 |
| (3)事務局長 | 1名 |
| (4)会計 | 1名 |
| (5)理事 | 20名程度 |
| (6)監事 | 2名 |

(役員の仕事)

第6条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を掌る。
- (4) 会計は、本会の会計を掌る。
- (5) 理事は、本会の運営にあたり、総合調整等に努める。
- (6) 監事は、本会の会計および会務を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員は前任役員の仕事等から選出し、その仕事は残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 専門部会
- 2 総会は、年1回会長が招集し開催する。ただし、理事の過半数の要請があれば臨時に総会を開催することができる。
 - 3 総会および理事会の議長は会長が行う。
 - 4 総会は、出席会員の過半数をもって議決する。
 - 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、又は他の会員を代理人として評決を委任することができる。
 - 6 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 7 理事会は、会長、副会長、事務局長、会計、監事および理事をもって構成する。
 - 8 理事会は、構成役員の過半数の出席により成立し、出席役員の過半数をもって議決する。
 - 9 専門部会は、必要に応じて理事会で協議し設置する。
 - 10 専門部会の運営は部会長があたる。

(総会)

第9条 総会は、次の各号に掲げる事項を承認する。

- (1) 事業計画および事業経過報告

- (2)歳入歳出予算及び決算
- (3)会則の改正
- (4)役員を選出
- (5)その他、本会の運営に関する事項

(理事会)

第10条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)事業計画および事業経過報告
- (3)歳入歳出予算及び決算
- (4)会則の改正
- (5)その他、本会の運営に関する事項

(会計)

第11条 本会の運営費用は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は、年会費3,000円とする。ただし、代表事務所を登録している企業等については、別途細則に定める。
- 3 途中加入についての会費は、年会費を徴収する。また、退会については、会費を返金しない。
- 4 決算において、歳入と歳出の状況によりその残額の一部を特別会計(周年記念事業会計)として積み立てることができる。
- 5 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、伊賀市産業振興部商工労働課に置く。

(庶務)

第13条 本会の庶務は、事務局において所掌する。

(その他)

第14条 会則の具体的な内容は細則に定める。

第15条 本会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この会則は、2015(平成27)年11月13日から施行する。

附 則

この改正会則は、2017（平成29）年11月29日から施行する。

附 則

この改正会則は、2019（令和元）年6月11日から施行する。

附 則

この改正会則は、2024（令和6）年5月8日から施行する。